

稲永小学校改修電気工事の工事請負契約の締結について
(2 億円以上 6 億円未満)

契 約 の 目 的	稲永小学校改修電気工事の請負
施 工 場 所	名古屋市港区稲永四丁目 6 番 3 5 号
契 約 の 内 容	電気工事一式
契 約 方 法	随意契約 (地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号)
契 約 率	8 8 . 0 %
契 約 金 額	3 3 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
予 定 価 格	3 7 4 , 9 3 2 , 8 0 0 円
契約の相手方	中日本電設工事株式会社 代表取締役 山本昭彦
契 約 年 月 日	令和 7 年 1 月 1 7 日

【参考資料】

稲永小学校改修衛生工事、電気工事の工事請負契約の締結について

1. 本件の経緯について

衛生工事、電気工事ともに、総合評価落札方式により公告したが、応札者なしにより中止となったため、緊急随意契約に向けて、教育委員会において見積依頼を実施した。

衛生工事は3者、電気工事は2者から見積提出があり、他は人員不足等を理由に見積辞退された結果、それぞれ最も低廉な金額で見積書を提出した者と契約締結に至った。

2. 緊急随意契約をする理由

本工事は、稲永小及び野跡小の2校を稲永小の場所で統合し、あおなみ小として開校するために、稲永小校舎等の衛生又は電気工事を行うものである。

本工事の受注業者が決定しなければ、令和6年12月に着工する稲永小改修に係る建築工事についても計画通りに進めることができず、また、本工事について再入札を行った場合には、工期の開始が遅れ、名古屋市立学校設置条例で定める令和9年4月のあおなみ小開校までに工事を完了することができない。

工事が完了していない状態では、統合する2校の児童が改修後の校舎で学校生活を行うことはできず、学校行事・運営や、児童の心身に対しても重大な影響が生じることとなる。

また、稲永小の改修工事は、工事期間中も稲永小で授業が行われる「居ながら改修工事」であり、児童に対しては心身的な配慮が必要となる。そのため、工事の内容と順序を考慮し工事期間も最短となるよう配慮して計画をしており、工事期間中の子どもの学校生活と安全確保、心身的影響への配慮を最優先に考えた工程を組んでいるところであるが、工期のずれにより、学校行事・運営、児童の学校生活等に重大な支障が生じることとなる。

以上のことから、緊急随意契約の締結に至った。